

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

（当日が休日に当るときの翌日）

目 次

◇告 示 字の区域の新設等（地方課）

字の区域の変更（五件）（〃）

字の区域の変更（〃）

告 示

鳥取県告示第三百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）

第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による本庄地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域（昭和六十三年十二月二十日現在の地番による。）

大字本庄字茶屋
ノ木

大字本庄字茶屋ノ木の全域
大字浦富字坂ノ下一の二、二の二、三の二、四の一、五の一、六、七の一から七の三まで、八の一から八の四まで、九の一から九の六まで、一〇、一一及びこれらと一体をなす国有地

大字浦富字坂ノ
下

大字浦富字坂ノ下のうち一の一、二の二、三の二、四の一、五の一、六、七の一から七の三まで、八の一から八の四まで、九の一から九の六まで、一〇、一一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字浦富字字和
田

大字浦富字字和田のうち二六の二、二七の二、二八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三〇の一と一体をなす国有地以外の区域

大字浦富字下荒
木

大字浦富字下荒木のうち六〇の二、六〇の三、六一の三から六一の六まで、六二の三、六二の四の一部、六二の五、六二の六の一部、七一の一部、七二、七三、七四の一、七四の三、七四の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字岩本字溝下

大字岩本字溝下のうち七三四と一体をなす国有地の一部以

<p>大字岩本字妙蓮</p>	<p>外の区域</p> <p>大字岩本字溝下七三四と一体をなす国有地の一部 大字岩本字妙蓮の全域 大字浦富字下荒木六〇の二、六〇の三、六一の三から六一の六まで、六二の三、六二の四の一部、六二の五、六二の六の一部、七一の一部、七二、七三、七四の一、七四の三、七四の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十三年十二月二十日現在の地番による。）</p>
<p>大字浦富字加山</p>	<p>大字浦富字加山のうち四二七の一部、四二七内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

鳥取県告示第三百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による坊谷地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>大字浦富字轟キ</p>	<p>大字浦富字加山四二七の一部、四二七内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字浦富字轟キのうち四五七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字浦富字大清水四七七の二の一部、四七七の三の一部、四八三の二の一部、四八三の二の一部、四八四から四八六までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字浦富字大清水</p>	<p>大字浦富字轟キ四五七の一部及びこれと一体をなす国有地 大字浦富字大清水のうち四七七の二の一部、四七七の三の一部、四八三の二の一部、四八三の二の一部、四八四から四八六までの一部、四九二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字浦富字浄玄</p>	<p>大字浦富字浄玄五一四の二と一体をなす国有地の一部 大字浦富字照山五二三の二の一部、五二九の二の一部 大字浦富字大清水堤谷五三〇から五三二まで、五三三の二、五三四の二、五三七の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字浦富字照山</p>	<p>大字浦富字浄玄のうち五一四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字浦富字大清水四九二の二の一部 大字浦富字浄玄五一四の二と一体をなす国有地の一部 大字浦富字照山のうち五二三の二の一部、五二九の二の一部以外の区域</p>
<p>大字浦富字大清水堤谷</p>	<p>大字浦富字大清水堤谷のうち五三〇から五三二まで、五三三の二、五三四の二、五三七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

鳥取県告示第三百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、若桜町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による糸白見地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年十一月二十日現在の地番による。）
大字糸白見字中田	<p>大字糸白見字中田の全域</p> <p>大字糸白見字米山七一の二、七二の二、七二の三、七三の一、七三の二、七四の一から七四の四まで、七五、七五の二、七五の三、七九、七九の一、八〇の一、八二の一、八三の二、八四、八五、八五の一、八五次一、八六、八六の一、八七の一から八七の三まで、八七の五、八八の一、八八の三、八八の五、八八の六、八九の四、八九の六及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
大字糸白見字米山	<p>大字糸白見字米山のうち七一の二、七二の二、七二の三、七三の一、七三の二、七四の一から七四の四まで、七五、七五の三、七九、七九の一、八〇の一、八二の一、八三の二、八四、八五、八五の一、八五次一、八六、八六の一、八七の一から八七の三まで、八七の五、八八の一、八八の三、八八の五、八八の六、八九の四、八九の六及びこれら</p>

大字糸白見字河原田	<p>と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字糸白見字河原田の全域</p> <p>大字糸白見字橋ノ元一七二の一、一七九の一</p>
大字糸白見字八幡	<p>大字糸白見字八幡のうち一〇二の四、一〇八の七、一一一、一一二、一一三、一一四、一一四の一、一一五の一、一一七の一、一一八の一、一二四から一三〇まで、<u>一三二</u>合併、<u>一三二</u>合併一、一三二の三、一三二の八、<u>一三三</u>及びこれらと一体をなす国有地並びに一三二の一、一三二の五、一三二の七、一三五、一三五の三、一三六の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字糸白見字下モ田	<p>大字糸白見字八幡一〇二の四、一〇八の七、一一一、一一二、一一三、一一四、一一四の一、一一五の一、一一七の一、一一八の一、一二四から一三〇まで、<u>一三二</u>合併、<u>一三二</u>合併一、一三二の三、一三二の八、<u>一三三</u>及びこれらと一体をなす国有地並びに一三二の一、一三二の五、一三二の七、一三五、一三五の三、一三六の三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字糸白見字下モ田の全域</p>
大字糸白見字橋ノ元	<p>大字糸白見字橋ノ元のうち一七二の一、一七九の一以外の区域</p>
大字糸白見字小森	<p>大字糸白見字小森の全域</p> <p>大字糸白見字森上五一七、五一七の一、五一八の一、五一九、五一九の二、五二〇、五二〇の一、五二〇の二、五二一、五二二の三、五二三、五二四、五四六の一から五四六の三まで、五四七、五四七の一、五四八の一、五四九から五五一まで、五五一の一、五五一次一、五五二の一、五五三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字糸白見字森上</p> <p>大字糸白見字森上のうち五一七、五一七の一、五一八の一、五一九、五一九の二、五二〇、五二〇の一、五二〇の二、五二一、五二二の三、五二三、五二四、五四六の二から五四六の三まで、五四七、五四七の一、五四八の一、五四九から五五一まで、五五一の一、五五一の二、五五二の一、五五三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字根安字新田</p> <p>大字根安字新田のうち一五の一、一五の二以外の区域</p>	<p>大字根安字井ノ口</p> <p>大字根安字井ノ口のうち一六、一六の一、一七、一九の一から一九の三まで、二〇の三、二一、二二、二三の一、二四の一、二五から三二まで、三三の一、三三から三八まで、三九の一、三九の二、四〇、四一、四一の一、四一の二、四二から四七まで、五一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字根安字山根田</p> <p>大字根安字井ノ口三二の一部、三三の一の一部、三三の二の一部、三五から三七までの一部、三九の一の一部、三九の二の一部、四〇の一部、四一の一部、四二から四四までの一部、四五から四七まで、五一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字根安字山根田の全域</p> <p>大字根安字前田八九の一、九二の一、九二の二、九三、九四、九四の一、九五、九六の一部、九六の一、九七の一部、一〇八の一の一部、一一〇の一部、一一一の一部、一二二の一、一三三から一六まで、一一七の二、一一九の三及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字根安字前田</p> <p>大字根安字新田一五の一、一五の二</p> <p>大字根安字井ノ口一六、一六の一、一七、一九の一から一九の三まで、二〇の三、二一、二二、二三の一、二四の一、二五から三一まで、三二の一部、三三の一の一部、三三の二</p>
<p>大字根安字宮ノ元</p> <p>一部、三四、三五から三七までの一部、三八、三九の一の一部、三九の二の一部、四〇の一部、四一、四一の一の一部、四二、四二から四四までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字根安字前田のうち八九の一、九一の一、九二の一、九三、九四、九四の一、九五、九六の一部、九六の一、九七の一部、一〇八の一の一部、一一〇の一部、一一一の一部、一一二の一、一一三から一六まで、一一七の二、一一九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字根安字宮ノ元</p> <p>大字根安字宮ノ元のうち二四三の三、二四四の二、二四六の一、二四六の二、二四六の七、二四六の八、二四七の二、二五二の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二四四の一、二四五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字根安字イカタノ</p> <p>大字根安字宮ノ元二四三の三、二四四の二、二四六の一、二四六の二、二四六の七、二四六の八、二四七の二、二五二の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二四四の一、二四五と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字根安字イカタノの全域</p>	<p>鳥取県告示第三百七十号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による貝田（河原・谷）地区谷工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力</p>	

を生ずる。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大字員田字向田	大字員田字實代地	大字員田字上ヶ市	大字員田字文字谷尻リ	大字員田字代ノ平	大字員田字横路林	大字員田字前林	区域を変更する字の名称
大字員田字横路林四六五と一体をなす国有地の一部 大字員田字實代地九〇六の二	大字員田字フケの全域 大字員田字フケの全域	大字員田字文字谷尻リ八六四の二、八六五の二、八六六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに八六五の一、八六六の一と一体をなす国有地の一部 大字員田字上ヶ市の全域	大字員田字文字谷尻リのうち八六四の二、八六五の二、八六六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに八六五の一、八六六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字員田字代ノ平のうち八三九の二以外の区域	大字員田字横路林のうち四六五と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字員田字前林のうち四五七の二以外の区域	同上の区域（昭和六十三年九月一日現在の地番による。）

大字員田字向田のうち九三一の一部、九三二の一部以外の区域

大字員田字分田

大字員田字前林四五七の二
大字員田字向田九三一の一部、九三二の一部
大字員田字分田の全域

大字員田字井手ノ上エ

大字員田字井手ノ上エのうち一〇五四の一四以外の区域

大字員田字地蔵平ラ

大字員田字井手ノ上エ一〇五四の一四
大字員田字地蔵平ラの全域
大字員田字落合一〇八〇の一から一〇八〇の六まで

大字員田字落合

大字員田字落合のうち一〇八〇の一から一〇八〇の六まで以外の区域

鳥取県告示第三百七十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による大成地区の換地処分があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十三年八月二十九日現在の地番による。）</p>
<p>大字八橋字上大平ル 平ル</p>	<p>大字八橋字上大平ルの全域 大字八橋字牧ノ内三四七三の三一から三四七三の三五まで及びこれらと一体をなす国有地 大字八橋字大谷上ミ坂三四七四の三四、三四七四の三九から三四七四の四四まで、三四七四の五〇から三四七四の五二まで、三四七四の五六、三四七四の五七、三四七四の五九、三四七四の六二から三四七四の六六まで、三四七四の六九、三四七四の七三、三四七四の七五、三四七四の七八から三四七四の八〇まで 大字笠見字仙隠八〇〇の七、八〇〇の三七から八〇〇の四一まで</p>
<p>大字八橋字牧ノ内</p>	<p>大字八橋字牧ノ内のうち三四七三の三一から三四七三の三五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字八橋字大谷上ミ坂</p>	<p>大字八橋字大谷上ミ坂のうち三四七四の三四、三四七四の三九から三四七四の四四まで、三四七四の五〇から三四七四の五二まで、三四七四の五六、三四七四の五七、三四七四の五九、三四七四の六二から三四七四の六六まで、三四七四の六九、三四七四の七三、三四七四の七五、三四七四の七八から三四七四の八〇まで以外の区域</p>
<p>大字笠見字仙隠</p>	<p>大字笠見字仙隠のうち八〇〇の七、八〇〇の三七から八〇〇の四一まで以外の区域</p>

<p>に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。 この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による旭西地区牧工区の換地処分公告があったの翌日からその効力を生ずる。 平成元年三月二十二日 鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十三年十一月二十六日現在の地番による。）</p>
<p>大字牧字上牧</p>	<p>大字牧字上牧の全域 大字牧字家廻り一六一の五、一六一の七及びこれらと一体をなす国有地 大字牧字墓ノ前二六〇の一、二六〇の五、二六〇の六、二六一の一、二六一の五、二六一の六、二六三の一、二六三の二、二六三の五、二六四の一、二六四の四及びこれらと一体をなす国有地</p>	
<p>大字牧字大野</p>	<p>大字牧字大野の全域 大字牧字家廻り一四六の二、一五〇の二、一五五の二、一五六の二、一五七から一六〇まで、一六二、一六三、一六四の二、一六五及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	
<p>大字牧字家廻り</p>	<p>大字牧字家廻りのうち一四六の二、一五〇の二、一五五の二、一五六の二、一五七から一六〇まで、一六一の五、一六一の七、一六二、一六三、一六四の二、一六五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	

鳥取県告示第三百七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定

大字牧字欠戸

大字牧字宮ノ本四二六の七と一体をなす国有地の一部
大字牧字欠戸のうち四四三の二、四四四の一、四四五の一、
四五五の二の一部、四五五の三、四五六の二の一部、四五
六の三、四五八の二の一部、四五八の三、四五九の一部及
びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第三百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定
に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の
届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九
十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定に
よる俣野（長通し団地）地区の換地処分公告があった日の翌日からその
効力を生ずる。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域（昭和六十三年六月一日現在の地番による。）

大字俣野字貝市

大字俣野字貝市のうち一四九〇の一の一部及びこれと一体
をなす国有地以外の区域
大字俣野字落田一七八五の二の一部、一七七二の一部及び
これらと一体をなす国有地

大字俣野字家ノ
下モ

大字俣野字家ノ下モのうち一六七六の一、一六七六の一
二、一六七九の二から一六七九の四まで以外の区域

大字俣野字長通
シ

大字俣野字家ノ下モ一六七九の三、一六七九の四、
大字俣野字長通シ道上エのうち一六八三の二の一部、一六
八四の二の一部以外の区域
大字俣野字長通シハゲノ前の全域
大字俣野字長通シの全域
大字俣野字丸山一七一の二の一部、一七一の二の一部、
一七一の二、一七一の三
大字俣野字長通シ五輪田の全域
大字俣野字檜坂岸上ミ一七四六と一体をなす国有地の一部
大字俣野字柿木田一七五六の二の一部、一七五六の二、一
七五六の三の一部、一七五六の四、一七五七の二の一部、
一七五七の二、一七五七の三の一部及びこれらと一体をな
す国有地

大字俣野字丸山

大字俣野字丸山のうち一七一の二の一部、一七一の二
の一部、一七一の二、一七一の三以外の区域
大字俣野字檜坂岸上ミ一七四三の二及び一七四三の一、一
七四三の二、一七四五、一七四六と一体をなす国有地の一
部

大字俣野字檜坂
岸上ミ

大字俣野字檜坂岸上ミのうち一七四三の二、一七四九の二、
一七五〇の三、一七五〇の四、一七五二の二及び一七四三
の一、一七四三の二、一七四五、一七四六と一体をなす国
有地の一部以外の区域

大字俣野字柿木
田

大字俣野字長通シ道上エ一六八三の二の一部、一六八四の
二の一部
大字俣野字檜坂岸上ミ一七四九の二、一七五〇の三
大字俣野字柿木田一七五三、一七五四の一部、一七五五の
一部、一七五六の二の一部、一七五六の二、一七五六の三

<p>の一部、一七五六の四、一七五七の二、一七五七の三の一部、一七五八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字俣野字荒神上ミ一七五九の二から一七五九の三までの一部</p>	<p>大字俣野字荒神上ミ 大字俣野字家ノ下モ一六七六の二、一六七六の二、一六七九の二 大字俣野字檜坂岸上ミ一七五〇の四、一七五二の二 大字俣野字柿木田一七五三、一七五四の一部、一七五五の一部、一七五六の一部、一七五八の一部、一七五八の二及びこれらと一体をなす国有地 大字俣野字荒神上ミのうち一七五九の二から一七五九の三までの一部以外の区域 大字俣野字前田一七六二の三、一七六四の三の一部、一七六四の一〇の一部及び一七六四の一〇と一体をなす国有地の一部 大字俣野字落田一七七三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字俣野字前田 大字俣野字貝市一四九〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字俣野字前田のうち一七六二の三、一七六四の三の一部、一七六四の一〇の一部及び一七六四の一〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字俣野字落田一七七二の一部、一七七二、一七七三の一部、一七八〇の二の一部、一七八五の二及びこれらと一体をなす国有地 大字俣野字落田のうち一七七二の一部、一七七二、一七七三の一部、一七八〇の二の一部、一七八五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一七七三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
---	---	---

廢止する字の名称
大字俣野字長通シ道上エ、大字俣野字長通シハゲノ前、大字俣野字長通シ五輪田

鳥取県告示第三百七十四号

土地改良法（昭和二十五年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業に係る本庄地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

元平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業に係る坊谷地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業に係る糸白見地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る貝田（河原・谷）地区谷工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、財団法人鳥取県農業開発公社が行う土地改良事業に係る大成地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により

告示する。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る旭西地区牧工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る俣野（長通し団地）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成元年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次